

いしかわ土日おやすみモデル工事 実施要領

1 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において原則土日を休日とする「いしかわ土日おやすみモデル工事」（以下、「モデル工事」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

2 発注方式及び対象工事

対象工事は、発注者指定型、施工者希望型に分けて発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する工事

(対象工事) 工期制約がない工事

(2) 施工者希望型

受注者が工事着手前に、発注者に対し週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む工事

(対象工事) 発注者指定型以外の工事

(3) 対象外

緊急性が高い災害復旧工事及び小規模で工期が短い工事など

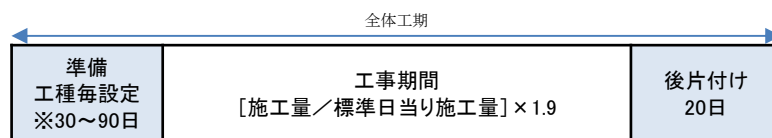
3 取組内容

3-1 工期設定

発注者指定型の工期は、原則として(1)により設定することとするが、これによりがたい場合は(2)によることができるものとする。

(1) 標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備、後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く）



準備日数	後片付日数	工種区分
30	20	砂防・地すべり等、河川維持
40		河川、河川・道路構造物、海岸、道路改良
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）
70		PC橋
80		共同溝等、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝

(2) 過去の実績等による設定

土木工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定することとす

る。なお、週休2日を考慮するため、1月当たり4日を加算し工期を設定すること。

送水管耐震化事業など、積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮のうえ工期を設定することとし、週休2日を考慮するため、原則として、1月当たり4日を加算すること。

3-2 施工者希望型におけるモデル工事実施協議

施工者希望型の受注者は、工事着手前に、様式1の協議書によりモデル工事の実施の有無を発注者と協議することとする。

なお、協議の結果、週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者がモデル工事を希望しないもの）については、本要領によらず施工ができるものとする。

3-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休2日に取り組むことを記載した工事看板（別図1）を設置することとする。

3-4 工程管理

(1) 工事着手前

受注者は、工事着手前に原則土日を休日とした週休2日の計画工程を工事工程表（様式2）に記入し、監督員に提出・共有することとする。

(2) 工事中

受注者は、工程に大幅な変更が生じた場合は工事工程表を修正し、監督員に提出・共有することとする。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、工事工程表に実施工程を記入し、監督員に提出することとする。

4 週休2日の工事の定義

工期内の対象期間において原則土日を休日とした週休2日（4週8休相当、振替休日可）の現場閉所を確保することとする。

4週8休相当とは、工事着手日から工事完了日の内、現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日のうち、年末年始6日間・夏季休暇3日間のほか、下記の期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 工事完了日

工事施工範囲内ですべての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

5 週休2日の確認方法

発注者は、3－4の工事工程表（様式2）に基づき、下記の内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

6 費用

(1) 発注者指定型

- ・当初設計から週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行う。
- ・工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し、やむを得ず4週8休に満たない場合は上記補正分を減額する。

(2) 施工者希望型

- ・当初設計から週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行う。
- ・工事着手前に受発注者間で様式1による協議が整わなかった場合及び工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し4週8休に満たない場合は、上記補正分を減額する。

7 評定（営繕工事は除く）

週休2日の確保が確認できた場合は、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2. 5点の加点を行う。

発注者指定型において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や、発注者指定型及び施工者希望型ともに週休2日の実施において虚偽報告を行った場合は、土木部工事成績評定要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令順守等」の「8. その他」の項目において、7. 5点を減ずる措置を行うものとする。

8 アンケート

受注者は、発注者が必要と認めた場合、モデル工事による効果や課題を抽出するため、別に定めるアンケート調査に回答すること。なお、調査費については、環境改善費等で精算することとする。

9 その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、受発注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年8月1日から適用する。

(改定 平成29年 5月23日一部改定)

(改定 平成30年 4月 1日一部改定)

(改定 平成30年10月 1日一部改定)

(改定 令和 2年 5月 1日一部改定)

(改定 令和 3年 4月 1日一部改定)

■工事看板参考図（別図1）

(イ) ご迷惑をおかけします

(ロ) ○○○○○○を
なおしています

(ハ) 平成 ○年 ○月 ○日まで
時間帯 0:00 ~ 0:00

(ニ) ○○○○○ 工事

発注者 石川県○○○○事務
電話番号 000-000-00

施工者 ○○○○建設株式会
電話番号 000-000-00

**この工事は、
週休2日に取り組んでいます**

 ようこそ石川県へ!
Welcome to Ishikawa!
歓迎光臨石川県!



ひやくまんさん仕様工事看板

- ・工事看板に「この工事は、週休2日に取り組んでいます」と記載する。